

令和2年第2回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	令和2年2月6日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
	委 員 齋 藤 邦 彦	委 員 阿 良 田 由 紀	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	4号	令和元年度東京都北区一般会計補正予算(第4号)等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	5号	東京都北区立学校改築基金条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	6号	東京都北区立袋小学校に係る行政財産の使用許可について	承認
4	7号	東京都北区立荒川小学校に係る行政財産の使用許可について	承認
5	8号	地方自治法第百八十条の二の規定に基づく協議について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
6	3号	令和二年度の学校改築及びリノベーションの新規着学校等について	了承
7	4号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和2年第2回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和2年2月6日(木) 13:30

清正教育長

それでは出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより令和2年第2回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第4号議案「令和元年度東京都北区一般会計補正予算(第4号)等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」議題に供します。

初めに、令和元年度東京都北区一般会計補正予算(第4号)について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第4号議案でございます。お示しの補正予算にかかわります意見聴取の議案でございます。

議案書、表紙をめくっていただきまして、1ページでございます。

令和2年第1回東京都北区議会定例会に提出する議案の作成に当たりまして、記書き以下の項番号1の令和元年度一般会計補正予算(第4号)、それから、項番号2、令和2年度一般会計当初予算でございます。この2件にかかわります教育委員会に対しての意見の聴取をお願いするものでございます。

初めに補正予算からでございます。5ページをお願いいたします。

令和元年度補正予算(第4号)教育振興部及び子ども未来部から計上してございます。第1表歳入歳出予算補正の予算額を合算してお示しをしております。詳細は、後ほど教育振興部と子ども未来部でそれぞれ説明いたしますが、こちらの数字、簡潔にご説明をさせていただきます。

上の第1表でございますけれども、初めに歳入のほう、上の表からでございます。右から2列目、補正額という列がございます。補正額の列、一番下の歳入合計でございます。減額で18億620万。歳出でございます。真ん中から下の表、補正額の欄でございます。一番下の歳出の合計24億2,773万1,000円で、その下が第4表特別区債補正となっております。特別区債でございますけれども、区は地方自治法の規定によりまして、外部から資金を調達する長期の借入金である特別区債を発行することができます。施設建設などで多額の資金を要する場合に発行できるものでございますけれども、こちらにお示しの記載の目的、学校用地取得事業、こちらにつきまして限度額変更前10億7,800万円を0円へ変更するものでございます。

続きまして、第4号議案参考資料①というものがございます。A4の1枚ものの資料でございます。ご用意をお願いいたします。

初めに、歳出からまいります。裏面から説明をさせていただきます。

全て、歳出につきましては減額となっております。増減説明欄という列が真ん中にございますが、お示しのとおり、それぞれ契約差金あるいは生産関係の内容がほとんどでございます。主なものを幾つかご説明いたします。

表の欄、上から4行目でございますけれども、第1項教育総務費、事務局費(1)校務支援システム運営費730万円余の減額でございます。成績表に記載がある成績の順位、これを非表示にするカスタマイズにつきまして、業者委託をせず、いわゆる自前の処理で対応したということからの減額でございます。

上から11行目になります。第2項小学校費の学校管理費、(3)学校用務業務委託事業費1,400万円余の減額でございます。こちらは当初の見込み校数より2校減と記載をしております。この記載誤りでございます、正しくは入札の契約差金によるものでございます。訂正をお願いいたします。

それから、中段まで進みまして、(6)でございます。小学校費、学校管理費の(1)校地取得費、12億2,100万円余の減額でございます。こちらにつきましては、当初購入を予定してございました滝二小、それから三岩小の国有地の取得、購入の時期といたしまして今年度のタイミングでの購入を見送ったものでございます。滝二小の国有地の取得につきましては、財務省と無番地の土地にかかわる調整が必要となったため、もう一つ、旧三岩小、西が丘小の建設地となっておりますけれども、こちらの国有地の取得につきましては、国側が土地を評価するに当たりまして、今年度の取得ですと、現状学校として運営をしていないというようなことから、学校用地としての適用を除外されてしまうということから、見送ったものでございます。

その他は契約の差金あるいは実績見合いでの減額となっておりますので、お示しのとおりとさせていただきます。

それでは、表面にお戻りいただきまして、今度は歳入でございます。内容、同じくそれぞれ増減説明にお示しのとおりでございますけれども、主なもののみご説明をさせていただきます。

表の上から4行目になりますけれども、第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、(1)公立学校施設整備費、990万円余の増額でございます。浮間中の改築工事に係る補助対象額の精査でございます。

その下、第2項国庫補助金(1)学校施設環境改善交付金6,600万円余の減額でございますけれども、こちらは滝野川小、浮間小、堀船小の大規模改修工事並びに王一小、浮間中の体育館整備事業費につきまして、補助対象額の精算を行ったものでございます。

その下、(2)ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金でございますけれども、昨年に引き続きの交付を見込んでおりましたけれども、ブロック塀の緊急対策工事費、こちらにつきましては平成30年度限りとなったため全額を減額。それから、学校体育館空調機設置工事につきましても、平成30年度限りの交付金となったわけでございますけれども、一方で下から6行目に、(5)公立学校屋内体育施設冷房化支援事業、空調設備の都の支出金がございます、8,200万余りでございますけれども、こちらは都の上乗せ補助計上しているものでございます。

戻りまして、第16款都支出金のところにつきまして、こちらはお示しのとおり、い

ずれも実績見合いあるいは補助対象額の精算によるものでございます。

(4)の公立学校トイレ整備の関係、これは小学校8校分でございます。

それから(6)公立学校施設冷房化支援特別事業補助金、こちらにつきましては、理科室空調機設置工事の実績に合わせた減額でございます。

それから(7)ブロック塀の補助金でございます。こちらは、補助要件である工事実績より400万円以上に満たない案件が生じたことによる減額でございます。

以上が教育振興部にかかわる補正予算でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

この後、子ども未来部から説明いたします。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

引き続きまして、子ども未来部関係の補正予算の説明をさせていただきます。

4号議案の参考資料②をお願いしたいと思います。A4でホチキス止め3枚の資料でございます。

教育振興部と同様に、まず歳出から説明をさせていただきます。

3ページの中段以降ごらんください。第3款の福祉費でございます。第3項障害者福祉費、お示しの減額となっております。

次の第4項児童福祉費でございます。総額が8億9,300万余の減額でございます。こちらにつきましては令和元年度の事業実績を踏まえた減額が同様に中心となるところでございますので、以下、主な項目にのみ説明をさせていただきます。

最初に、4項の児童福祉総務費の(1)からでございます。ひとり親家庭等医療費助成費から(7)の保育課管理費、こちらにつきましては、それぞれ事業実績見込みの減少、これに伴いまして、事業費を補正するものでございます。

なお、この中で(3)の子ども医療費助成費、こちらだけが3,150万円余の増額補正となっておりますのでございます。こちらにつきましては、医療費のが当初の予定、想定を上回るのびとなっております。増額補正をさせていただくものでございます。

裏面の4ページをご覧ください。(8)(9)でございます。それぞれにつきまして、増額補正するものでございます。こちらについてはお示しをしておりますように、返還金の増額あるいは事業費移行に伴う増額というところがございます。

続きまして、児童保育費、子育て支援費、そして児童福祉施設建設費、それぞれお示しのとおり実績等々に基づきます今回の補正になっているところがございます。

続きまして、歳出、5ページのほうにお移りいただきまして、教育費でございます。こちら第5項幼稚園費、そして第6項の認定こども園費でございます。

こちらの中のまず第5項の幼稚園費でございます。私立幼稚園費の(3)私立幼稚園幼児教育振興費及びその下の先ほどの第6項認定こども園費、私立認定こども園費

(1) の私立認定こども園事業費、こちらにつきましては、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、当初予算では未確定だった事業費、こちらにつきましては、教育費そして福祉費、こちらの間の事業費を移行することによりまして、増額あるいは減額するというようなところでございます。

また、以下、それぞれのものにつきましては、利用実績等々の見込み、あるいはその実績を見込んで減額補正等をさせていただくというようなところでございます。

歳出につきましては以上です。歳入にお戻りいただきまして、1 ページをお願いしたいと思います。

歳入につきましても、今お話ししました事業費の実績見合いに伴います精査というところで減額補正等々をさせていただいたところがございますけれども、1 番目の第13 款分担金及び負担金、こちらにつきましては、保育園等におきまして東京都の負担軽減策におけます自己負担金の減額、こちらについて補正をさせていただくものでございます。

第15 款の国庫支出金、そして都支出金、第16 款の都支出金につきましては、繰り返しになりますけれども、先ほどの事業費等の増減に伴いまして補正をさせていただいたというようなところでございます。

以上。簡単でございますが、子ども未来部の説明でございます。

説明ありがとうございました。令和元年度東京都北区一般会計補正予算（第4号）について、ご質疑またはご意見がございますでしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

教えていただきたいことです。教育振興部の第4号の参考資料の①のところのご説明では特になかったところですが、都の補助金関係のところの学校支援ボランティア推進協議会事業費の中の学力パワーアップ事業費の減額について、内容を教えていただければと思います。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

資料①の学校支援ボランティア活動推進事業費の学力パワーアップ事業費、こちらは地域未来塾における学習支援員の活動経費ということで、学力パワーアップの授業については、都の補助金でいただいている部分も地域未来塾のところからあるのですが、こちらについて減額になってしまうというところでございます。

詳しいところは、確認し、後ほどお伝えさせていただきます。

清正教育長

ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

それでは、次に、令和2年度東京都北区一般会計補正予算について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

令和2年度の一般会計当初予算でございます。

第4号議案の9ページをお願いいたします。ホチキス止めの議案でございます。

それでは、説明いたします。第1表歳入歳出予算については、教育振興部、それから子ども未来部、双方を合算した表となっております。上段が歳入で、表の一番下の歳入の合計、お示しのとおりでございます。178億2,508万2,000円。

歳出、下段でございます。それぞれ各款にお示しのとおり、合計では539億6,210万4,000円となっております。

裏面、10ページでございます。こちらが第2表債務負担行為となっております。予算単年度主義でございますが、大規模な工事などで複数年にわたる契約の場合に、あらかじめ定めた期限までに、その限度額の範囲で債務、予算執行を行うことを前もって議会に了承を得るということになってございます。

お示しの6事業につきまして、お示しの期間、それから限度額を持って債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

その下、第3表特別区債でございます。将来的に計画的な学校改築等を進めるため借入をいたしまして、効率的な財政運営を図っているところでございます。お示しの3事業につきまして、それぞれお示しのとおり、合計の限度額で25億3,200万円と設定をするものでございます。

それでは、別の資料で中身を説明してまいります。

第4号議案、参考資料の3という、A3の折り畳んでいる縦の資料でございます。

こちらが、まず教育振興に係る資料となっております。上が歳入、下が歳出でございます。縦に見まして、左側は予算額の表、右側は主な増額要素、それから主な減要素をお示ししております。

まず、歳出からご説明いたします。

歳出では新規事業ほか、主なものを中心に説明させていただきます。

まず、歳出の教育費、教育総務費の、事務局費でございます。こちらが8,500万円余の増額でございます。主な要因は、荒川小と十条台小の統合による備品等の整備に

要する経費を増額する一方で、教育ビジョンがこの3月に策定するという事で策定経費を削っております。

次に教育指導費です。増減が1億8,600万円余の増額でございます。主な増額要素ですが、英検の検定料補助の対象学年各拡充、図書館指導員の配置日数の拡充、分庁舎や体育館に空調機を設置いたします。また、文化体育等行事費増額とありますが、区立小中学校の全児童生徒がパラリンピック東京大会を観戦するための交通費を増額するものでございます。これら増額の一方で、減額要素としては、教員用のタイムレコーダ一配置、こちらを完了したことによる減額等を記載してございます。

最後に義務教育学校施設建設費です。仮称都の北学園新築工事1年目分の経費として、8億100万円余を増額してございます。

裏面をお願いいたします。小学校費のうち、学校管理費ですが、7億1,200万円余の減額でございます。主な増額要素としては、岩井の移動教室、自然体験教室につきまして、児童数が増加し、ラウンド数を延長する必要がある、それに伴う増額。教科書改訂による教員用教科書等の購入のための費用でございます。一方で減額要素としては、校地取得費減額がございまして、これは令和元年度に滝二小、三岩小の公有地取得の経費を計上しておりましたが、今年度は滝四小1校分の取得費計上となったため減額となっております。

次に学校給食費は1億4,900万の増額でございます。主な増額要素として、第2子及び第3子は、ことしの10月から半額とすることに必要な経費。王一小の新校舎開設に係る経費の増額分でございます。減額要素として、浮間小、堀船小の給食費の整備完了分を減額するというものでございます。

学校保険費につきましては、1,100万円余の増額となっております。こちらは児童数が401人以上の学校10校、と601人以上の学校3校、あわせて13校について、学校医の報酬を大規模校ということで上乗せをさせていただきます。

その下、学校施設建設費は3億7,600万円余の減額でございます。こちらは滝四小のリノベーション事業費を計上する一方、堀船小と浮間小のリフレッシュ工事完了に伴い減額をしております。

その下の網かけのところが中学校費でございます。中学校費のうち、学校給食費が3,800万円余の増額でございます。こちらは小学校費同様、第2子第3子半額補助でございます。

その二つ下、金額の大きなところで申しますと、学校施設建設費が24億2,600万円の減額でございます。飛鳥中のリノベーション工事に係る経費の増額の一方で、浮間中の新築工事が完了したことに伴う減額でございます。

その他はお示しのとおりとさせていただきます。

歳出合計の増減、一番下のところでございますけれども、△22億212万円の減額、前年比87.4%でございます。ただいまの浮間中の新築工事完了分に伴う減額、これが大きな要素となっております。次に表の面をお願いいたします。

歳入でございます。こちらは15億119万6,000円の減額でございます。前年比76.4%でございます。大きな要素といたしましては、特別区債の14億6,300万円の減額が大きな割合を占めてございます。

それでは、もう一つA4の縦の資料で、第4号議案参考資料4と左上に小さく書かれたステープレ止めの2枚ものの資料でございます。こちらをお願いいたします。

左上に第4号議案参考資料④と小さく書いたものでございます。資料、お示しのとおり左から項目・説明、令和2年度の当初予算額、令和元年度平成31年度の当初の予算額、その右が増減額、所管課を示してございます。こちらも主な事業を中心に説明させていただきます。

1ページの1番でございますけれども、荒川小、それから十条台の統合、(仮称)十条小学校開校に向けての準備経費でございます。

2番でございます。令和6年度開校予定の(仮称)都の北学園、こちらの整備に関する設計あるいは工事の経費でございます。

4番が体育館空調を16校分、それから令和3年度開校予定の(仮称)十条小学校、こちらが荒川小の位置で開校をスタートすることに要する改修工事経費でございます。

6から8番お示しのとおり、校地取得や改修工事に要する経費でございます。7番のうち、③堀船中につきましては、後ほど学校改築施設管理課長から、報告事項の中で説明をさせていただきます。9番につきましても、後ほど報告事項で説明をいたします。

10番が飛鳥中の大規模改修工事リノベーションモデル事業と位置づけているものでございます。令和4年4月の開設に向けまして、実施設計、それから2カ年にわたる初年度の工事経費を計上してございます。

1枚おめくりをお願いいたします。2ページ目、14番まで進みます。

14番、教科書改訂に伴う購入経費、お示しのものでございます。

15番でございます、王一小令和3年9月の開設でございます。現在、新築工事中でございますけれども、こちら給食備品等の設置に伴う経費を計上してございます。

16番、新規、先ほどの説明のとおり、給食費の補助、それから17番、これも先ほどお示しのとおり一定数以上の児童生徒が在籍する学校医への報酬上乘せでございます。

3ページに進みます。

21番をお願いいたします。21番が英検の検定料補助でございます。現行、小6、中3を対象に補助をしてございます。こちらを小6から中3までの全学年に切れ目なく助成を行うということにさせていただきます。なお、本年度同様、漢検は小6と中3、数検は中学2年生を対象に助成をしております。

22番でございます。こちらはビジョンの案でもお示しをいたしました、北区ゆかりの偉人を学ぶ事業、その関連でございまして、渋沢栄一の副読本、こちらの製作等に要する経費でございます。

23番、こちらが部活動指導員、今年度中学校に2校でモデル配置をしているところでございますけれども、これを来年度全校に配置するための経費でございます。

それから、先ほど説明いたしましたオリパラ教育の一環といたしまして、区立小中学校の全児童生徒がパラリンピックを観戦する、そのための経費となっております。

25番、こちらが学校図書館指導員の関係でございますけれども、現状、3校で週3回配置しているのが飛鳥中サブファミリーでございます。それから、2校で週2回、そのほか、桐ヶ丘中、十条富士見で配置しています。そのほかの学校につきましては、42

校は週1日の配置となっております。その42校につきまして、週1日を週2回に拡充するための経費でございます。児童生徒が本をより身近に感じまして、意欲的な学習、読書活動につながられるように取り組んでまいりますのでございます。

26番、スクールソーシャルワーカーの経費でございます。これは中学校単位、すなわち区内12人の配置を視野に入れつつ、来年度につきましては、1名を増員し、区内合計5名とするものでございます。児童生徒が抱えるいじめや不登校の課題の早期発見・早期支援に向けまして、拡充を図ってまいりますのでございます。

27番、分庁舎のこちらの敷地にあります体育館、こちらの体育館でございますけれども、こちらに空調設備を設置するものでございます。

それから28番、新規と書いてございますけれども、こちらは自閉症・情緒障害の固定学級でございますけれども、この固定学級が令和2年度に王子小、令和3年度に王子桜中に設置をしております。こちらの経費は令和3年度王子桜中に設置するための準備経費でございまして、一人一人の生徒の多様な学びの充実を図っていくというものでございます。

29番でございます、今年度末策定の中里貝塚の保存活用計画、これを踏まえまして、今度は来年度から整備基本計画を策定していくというための経費でございます。

30番、こちらが飛鳥山博物館の経年劣化に対応するための修繕工事費を計上してございます。

以上、大変雑駁でございますけれども、教育振興部の主要事業でございます。この後、子ども未来部から説明をさせていただきます。

子ども未来課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 引き続きまして、子ども未来部関連の令和2年度の当初予算についてご説明をします。

同様に、初めにA3の資料をごらんください。資料番号は第4号議案参考資料⑤でございます。

初めに下段の歳出からご説明をしたいと思います。全体の金額等の動きについて、この表で説明をさせていただきます。

歳出について、まず一番下の行でございます。こちら歳出合計となっております、令和2年度歳出予算額合計は302億948万5,000円、前年度比約20億8,000万円余、7.4%の増となっているところでございます。なお、上の注釈にあります職員給与費等を含めると、約367億円という予算となっております。

増加の要因でございますけれども、福祉費のうち児童福祉費が約18億7,000万余ふえているところでございまして、こちらが大きな要素となっております。こちらの中身につきましては、項目をご覧ください。保育所費、こちらにつきましては、桜田北保育園の大規模改修工事実施に伴います対策費。あるいは後ほど一括して説明をします

が、会計年度職員、こちらの影響による増額となっております。また、児童保育費につきましては、私立保育園4園の増、子育て支援につきましては、乳幼児ショートステイの開始あるいは児童養護施設等退所後の家賃補助の実施に伴う増などが主な増額要素でございます。

下段の教育費におきましては、幼稚園費におきまして幼児教育・保育の無償化に伴いまして、これまで就園奨励費の補助金が廃止されまして、私立幼稚園等に通う子どもたちへの利用料等の補助、こちらが新たに創設される制度の改正等々によりまして増加をしております。

次に、上段の歳入ところでございます。歳入合計につきましては、前年度比約8億3,000万円余の増、129億円余となっているところでございます。こちらの増要因につきましては、先ほどを歳出のほうでも少し触れましたけれども、幼児教育・保育の無償化、これに伴います私立幼稚園等の保育料の部分を補助する私立幼稚園等利用給付費及び預かり保育料部分を補助する預かり保育等利用給付費にかかります国庫補助、国庫負担金あるいは都負担金、こちらが増額になったものなどによるものが大きなところでございます。

以下、細かい内容につきましては、もう一枚の参考資料⑥、A4の両面、こちらのほうで主要事業と合わせまして、ご説明をさせていただきます。

大きなものあるいはポイントのみの説明とさせていただきます。まず、ナンバーの2の児童扶養手当経費でございます。こちらは、令和元年度につきましては制度改正がありまして、支給回数、こちらが年3回から6回へと変更になるとともに、例年翌年分は4月に支給していた3カ月分を令和元年度中に支給するという制度改正があったため15カ月分を計上しておりました。これが令和2年度におきまして、通常のサイクルであります12カ月分の支給となりますので、大幅な減額となるところでございます。

続きまして、4番の子どもの未来応援事業費でございます。こちらにつきましては、中学生の学習支援事業、こちらの実施教室数を5教室から7教室にふやし、定員を拡大させていただきまします。また子ども食堂では継続団体への助成額の増等々を計上させていただいたものでございます。

以下、ナンバー5から21までが保育園あるいは私立幼稚園学童クラブ、放課後子ども総合プラン等に関する経費でありまして、引き続き待機児解消あるいは保育の質の向上等々に取り組む予算となっているところでございます。

主立ったものを説明します。まず5番の私立保育所の整備費助成でございます。令和3年4月の私立認可保育所5園の新設、そして1園の公私連携からの移行、2園の大規模修繕を行うための経費などを計上し、昨年度に比べ約2億2,000万余の増となっているところでございます。

次に7番の預かり保育等利用給付費でございます。こちらは、先ほども少し触れましたが、幼児教育・保育の無償化によります幼稚園等の預かり保育料を保護者に補助するものでございまして、今年度、令和元年度の予算につきましては、10の私立幼稚園幼児教育振興費に計上していた事業費を整理しまして、教育費から福祉費に移行したことによる増加、あるいは後ほどの減少、減額となっているところでございます。

次に9番の私立幼稚園等利用給付費でございます。こちら先ほど触れましたが、幼

児教育・保育の無償化に伴います幼稚園等の保育料の部分、こちらの補助でございまして、所得階層によりまして、就園奨励費補助金等々を補助していたところでございますが、制度が変わったことによりまして、私立幼稚園等の利用給付費を新設したものでございます。こちらにつきましては、ご案内のとおり所得階層にかかわらず全世帯に一定の額が支払われるため、これまでの就園奨励費補助金の対象外となっていた世帯にも支払われる制度となっており、全体として増額となっているところでございます。

なお、ここには記載しておりませんが、令和2年度より私立幼稚園の入園祝い金、こちらを4万円から8万円に増額する予算を計上させていただいているところでございます。

次に12番の学童クラブ整備費でございまして、こちらについては、学童クラブの待機児童解消のための経費を計上しておりますけれども、1点経費の組みかえがございまして、滝野川もみじ小学校ほか3校で放課後子ども総合プランを運営するためにリース契約をしている部分、こちらにつきましては、放課後子ども総合プラン推進事業費へ移行しているため、減額となっているところでございます。

ここで合わせまして13番とセットで、全体にかかわる1点を説明させていただきます。

現在の北区におきましては、非常勤職員におけます制度改正が実施予定となっております、子ども未来部におきましても同様でございます。令和2年度から会計年度任用職員制度を導入します。この13番は、一例でございまして、留守家庭児童対策費におきまして、いわゆる非常勤職員、臨時職員に関する経費につきまして、その二つ下の15番、児童館等会計年度任用職員経費、こちらのほうに組みかえをさせていただいたというようなところで、こちらの13番が減額になっていて、15番が皆増というところでございます。以降、説明を省略させていただきます。

裏面をお願いします。16番は、区立の直営保育所、指定管理園、私立の認可保育所の運営費でございまして、16の保育所運営費につきましては、定員が令和2年1月に志茂保育園が指定管理園に移行し82名の減となり、定員3,164人となりましたが、区立保育所直営園28園分の運営費、また桜田北保育園改修工事に伴います事務運営費等々などの増加の要因で、昨年度より増加をしているところでございます。

17番の公立保育園運営委託費につきましては、志茂保育園が指定管理園に移行したことで93名の増、定員としましては令和2年1,775名となるところでございます。

18番の私立保育所委託費につきましては、私立認可保育所4園の新設、定員につきましては256人分の拡大となり、5億円を超える増額となっているところでございます。

19番の私立保育所補助費につきましては、新たに4カ所の新設私立認可保育所についての北区の独自加算を経費を計上し、増額となっているところでございます。

20番の地域型保育事業費は、小規模保育所の19カ所分、また、事業所内保育所2カ所分等の経費を計上させていただいております。

21番の民間保育所運営支援事業費は、お示しの①から⑦、この事業補助に関する経費のうち、新規事業としましても、⑥の翻訳機等購入事業補助におきまして、翻訳機の

購入、また同じく新規事業としまして⑦のAED設置事業補助でAED購入を推進してまいります。さらに大きな要素としまして、①の保育士宿舍借り上げ支援事業、こちらを拡充させていただき、約1億7,000万円の増額となっているところでございます。

22番のさくらんぼ園運営費につきましては、さくらんぼ園の移設や児童発達支援センターへの移行へ向けた準備経費を計上させていただきます。

23番のファミリーサポートセンター事業費につきましては、事業の運営費を計上するほか、外部委託化に向けた引継経費を計上させていただいたところでございます。

25番の子ども家庭在宅サービス事業費では、乳幼児ショートステイ事業の開始、また安心ママパパヘルパー事業の拡充を計上させていただいております。

26番の児童虐待対策費につきましては、子ども家庭支援センターの専門相談実施日を12回から16回にふやし、また、相談記録やケース記録を一元管理するための相談システムを導入させる経費を計上させていただいております。また、非常勤職員で従事していた虐待対策コーディネーター、あるいは子ども家庭支援ワーカーを会計年度任用職員として組みかえをさせていただいたところでございます。

27番の児童相談所開設準備費につきましては、児童相談所複合施設基本構想の策定費及び旧赤羽台東小学校跡地の土壌詳細調査等を計上させていただいております。

最後に28番、社会的養護推進事業費につきましては、満18歳となり児童養護施設等退所した後の家賃補助月3万円を上限とした補助事業を実施するための経費を計上させていただいたものでございます。

以上、簡単でございますけれども、子ども未来部の令和2年度当初予算の説明でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 教育振興部、子ども未来部等全体を通してですけれども、今、新聞報道等でも取り上げられることが多くなりました、会計年度任用職員にかかわることで、予算のいろいろな動きを出さざるを得なかったことがあると思います。北区全体として、それで今までと区民へのサービスが同じようになされるものなのか、やむを得ず減ってしまうようなところがあるのかというあたりを、個々のこととすとなかなか難しいところがあると思いますが、全般的にどのような方針で取り組まれているのか教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

会計年度任用職員の制度でございますけれども、こちらにつきましては地方公共団体におけます行政需要の多様化、それから公務の能率的かつ適正な運営を推進するために特別職の任用、それから、臨時的任用適正を確保し、この制度を構築していくというようなところでございまして、基本的な考え方といたしましては、これまで非正規で待遇、その他十分でなかったものをきちんと正規の職員にできるだけ近づけるといったようなことで、この制度が構築されたと認識をしているところでございます。

従いまして、例えばこれまで支給されてこなかったボーナスなどの期末手当といったような待遇、あるいは休暇の制度につきまして、制度を構築・拡充するといったような点での財源の負担となっております。こうした負担について、どう考えるかということでございますけれども、区の考え方、これは私ども教育委員会の考え方もそうでございますけれども、この負担がふえたことによって、これまで配置をしていた人数を削るといったような考え方は基本的には持っておりませんで、これまでどおりの行政サービス、これをできるような形で進めてまいりたいと、私どもは考えを持っているところでございます。以上でございます。

清正教育長

本間委員

本間委員

そうすると一番肝心なところとしては、区民サービス、あるいは学校等での講師等については、従前並みのものが来年度も期待できるというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

予算のいわゆる財務当局とのやりとりの中で、人員削減を求められている面もあると認識しているところでございますけれども、現在運営上の工夫も含めまして、予算のやりくりも含めまして、できる限り現状の人員配置を維持してまいりたいと思っております。

初年度で至らない部分もあろうかと思っておりますけれども、基本的には同じ行政サービスを引き続き推進してまいりたいと考えてございます。

教育振興部長

教育長

清正教育長

教育振興部長

教育振興部長

今教育政策課長からご説明したことがほとんどでございますが、補足させていただきたいと思っております。

今回の会計年度任用職員全体の経費として、財政当局より非常勤職員からの移行などで区全体では約7億円増額になると、私どもはお聞きしておりました、そのような中で、今教育政策課長からも申し上げましたが、各事業においてはその状況を踏まえて、予算が削られている部分も正直ございます。予算というか人数的に切られて帳尻を合わせてきたような部分もないことではないと私どもは理解しています。ただ、教育政策課長から話がありましたとおり、予算上は仮に減ったとしても、これまでの事業実績のほうで執行残等もあったというところもありますので、そのあたりで全体の中では配置を行えるように各所管は取り組んでいくということでございますので、事業に影響がないように取り組んでいきますし、仮に予算が足りなくなるようなことがあれば、財政当局に働きかけてしっかり確保していくということで考えているところでございます。以上でございます。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

ご説明ありがとうございました。細かいところになるのですが、質問も踏まえて三つお話しさせていただきます。

1点目は第4号議案説明資料④の25番の魅力ある学校図書館づくり事業費です。これは図書館司書の配置ということでご説明がありましたが、日数がふえるということでも、とてもありがたいと思っております。最近では「わくわくひろば」を利用する子どもの人数がふえていますし、この図書館司書の方の勤務時間がふえて、わくわくの子どもたちが、放課後図書館に寄れるような、時間の事もあるのかなというふうに思いたいところではございます。日数ということでお話がありましたが、勤務時間については、時間を延長して子どもたちが放課後も図書室に行けるような、そういう時間が取れるのかをご質問させていただきたいと思えます。

2点目ですが、参考資料の⑥です。7番の預かり保育等の利用給付費について、保護者にとっては助かる給付費でございます。確認ですが、幼稚園の預かり保育の利用助成というのは、就労している保護者の方が保育園に入園できずに私立幼稚園に入っている方なのか、それとも、一定の日数とは決まっていなくて、仕事が遅くなる時に預かり保育をしているというところに対しての助成なのかということですが。

3点目は、同じ資料⑥の21番ですが、民間保育所運営支援事業費の①です。保育士の給与の待遇等の見直しということで借り上げ支援事業補助というのが入ってきたと思うのですが、これは何年間を予定しているのですか。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

私から一点目のご質問についてお答えさせていただきます。

学校図書館指導員の勤務時間でございますけども、こちらは現在6時間勤務しているということで、学校によっては校長の考えによって、何時から勤務が始まって何時に終わるといのは、多少のズレはあるのですが、どうしても日中の児童生徒が授業をしている時間での勤務になっております。

目的としまして、やはり学習の支援ですとか、児童生徒の読書活動の充実が主な目的になっておりますので、現在のところ、時間を延長しないことには放課後の子どもたちが図書館に行って、学校図書館指導員のもとに本を借りたり本を読んだりということは非常に難しい状況でございます。以上でございます。

清正教育長

2点目は簡潔にお願いします。

子ども環境
応援担当課
長

2点目についてです。幼稚園の預かり保育につきましましては、まず今回の無償化に伴います実施については、保育の必要性の認定、こちらを受ける必要がありますので、まずこちらを受けていただいて、その対象の方について、お示しのように月額1万1,300円につきまして、無償化の対象となるというところでございます。

保育課長

3点目の民間保育所支援事業費の保育士宿舍借り上げ事業なのですが、東京都は来年度までといったようなことで交渉を打ち出しているのですが、それ以降やるともやらないとも言っておりません。

ただ、東京都の事業は国の事業を補完するようなやり方でございます、基本的に国がどうするのかというのが一番大きなところですが、国につきましましては、2020年で待機児解消を全てやり切るといときに必要のないものについては、大分落としていくといったような考え方はいろんなところで示しております。ただ、この宿舍借り上げにつきましましては、例えば北区で言えば一人当たり8万円ぐらいのお金を出してございまして、来年から8万円がなくなってしまうと言われたときに、その影響を考えながら、いわゆるソフトランディングというものを国では考えていきたいといったようなことを非公式ではありますが、考えているところです。

清正教育長

それでは本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件について意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。
次に、日程第6、第5号議案「東京都北区学校改築基金条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課

教育長

長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課
長

それでは第5号議案でございます。お示しの学校改築基金条例の一部を改正する条例等につきまして、教育委員会の意見聴取をお願いするものでございます。

1ページをお願いいたします。区長よりの意見聴取の依頼文でございます。記書きの二つの条例でございます。令和2年第1回北区議会定例会提出するために教育委員会の意思を求めるというものでございます。

それでは、5ページまでお進みください。5ページの括弧で説明とございます。説明欄、東京都北区立学校の大規模改修の資金に学校改築基金を充当できるようにするため、この条例案を提出するというものでございます。

次の6ページでございます。新旧対照表がでございます。現行が下の欄になってございます。こちらの改築するためとございますけれども、上の表でございます。これを改築し及び大規模改修するためといったように、「大規模改修」といった文言を加えまして、基金の名称を学校改築基金条例から学校改築等基金条例というふうな、「等」を加えるというものでございます。

ご案内のとおり、北区の学校施設でございますけれども、多くが昭和30年代半ばから40年代半ばに整備されているといったような中で、改築改修事業を進めてございすけれども、29校が事業未着手の状況でございます。今後の改築需要に対応するためには、施設の長寿命化という考え方を取り入れました大規模改修工事リノベーションという新たな指標で建物の延命措置を図る必要がございます。

リノベーション工事でございますけれども、多額の経費を必要といたしまして、長期間にわたり継続する事業であるということから、学校改築基金を充当し、計画的に財源を確保する必要がございます。しかしながら、この改築という文言、この用語の定義でございますが、改築という用語に大規模改修リノベーション工事を含むということができない、包括できないということから、今回このリノベーション工事にこの基金を充当できるようにするため、文言の整理を行うものでございます。

なお、同基金残高でございますけれども、今年度末の見込みで150億円余と見込んでございます。私からの説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

生涯学習・
学校地域連
携課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・

それでは、私から第5号議案、地方教育行政組織及び運営に関する法律第29条の規

学校地域連
携課長

定に基づく意見聴取のうち、東京都北区立学校設備等使用条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

資料の9ページをごらんください。説明欄にも記載がございますとおり、学校設備の使用料を改定するため、この条例案を提出いたします。

1枚おめくりいただきまして、10ページをごらんください。新旧対照表の傍線部、学校の体育館の使用料を空調設備が導入されていることを原則とするため、使用料を改定するものでございます。区分の教育委員会が指定するもの、こちらは地区体育館を示しているところでございます。

次に、第5号議案参考資料をごらんください。1の要旨でございます。現在、北区立学校設備等使用条例第5条に規定する体育館の使用料については、空調設備が導入されていないことを前提に規定をしております。このたび、令和2年度までに区立小中学校体育館の全校空調設備導入事業の完了の目途が立ち、リフレッシュ改修工事を含め令和2年3月31日までに過半数以上の学校へ空調が完備されることから、空調が完備された学校の使用料を原則とするため、条例の一部を改正するものでございます。

なお、受益者負担の原則や負担の公平性の観点から、学校改築に伴い、既に空調が完備されている学校、なでしこ小、稲付中、田端中については、例外としてこれまで規則改正により使用料を改定し、今回、条例で規定する新料金と同額の使用料へ改定してきたところでございます。これは同条第2項の学校設備等の対応等について、特別の事由がある場合は教育委員会が別に定めることとした規定に基づくものでございます。

次に、2の改正内容でございます。(1)の地区大会についてはお示しの小学校2校、中学校1校について使用料を改定いたします。地区体育館はご承知のとおり地域住民の体力増進とスポーツ振興を図ることを目的に、毎週火、木、土曜日の夜間、毎月第1、第3日曜日の午前1、午後2の枠を区民へ開放する制度でございまして、体育館の広さ、専用の更衣室やシャワールームなどが完備されていることから、次にお示しする地区体育館以外の学校体育館に比べ、使用料を高く設定しております。

次に、(2)の地区体育館以外の学校体育館については、お示しの小学校2校、中学校3校について使用料を改定いたします。

最後に、資料の裏面の3の今後の予定についてでございます。令和2年3月に教育委員会関係規則の一部改正案を提出し、利用団体には通知や区ホームページ等により周知をいたしまして、空調設備が導入された学校については4月から新料金にて使用いただきます。

また、令和2年度中に空調設備を導入される予定の小中16校についても、今後同様に関係規則等を改正して使用料を改定していく予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。それでは、初めに東京都北区学校改築基金条例の一部を改正する条例について、ご質疑またご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、次に東京都北区立学校施設設備等使用条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 2件の条例に対し、特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。
次に、日程第3、第6号議案、東京都北区立袋小学校に係る行政財産の使用許可について及び日程第4、第7号議案、東京都北区立荒川小学校に係る行政財産の使用許可についてを一括して議題に供します。事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 それでは、ご説明をさせていただきます。まず、第6号議案でございます。表紙を1枚おめくりください。

後段の説明の部分でございます。東京国際空港周辺における騒音の状況を把握するため、データ測定機器を設置する使用許可について、申請があったので許可をいたしたいというものでございます。場所につきましては、袋小学校、右側の囲みの部分でございますけれども、申請者は国土交通省東京航空局でございます。

本件に関しましては、前回の教育委員会で一時占用について同じようにご審議をいただいております。今回は試験運行ではなくて、本格運行に伴いまして、測定器を常設したいという申請でございます。

同じページの3番の使用許可期間でございますが、従来の運用で最大で3年まで一括して許可するという慣例にしていまいりましたので、今回の使用許可期間については、令和2年2月6日から令和4年3月31日までとして許可をしたいというご提案でございます。

なお、公的利用でございますので使用料は免除、ただし電気代等の実費については国土交通省と協議の上、実費相当額は北区の歳入として受け取るというものでございます。

続きまして、第7号議案でございます。表紙を1枚おめくりください。説明書きの部分でございます。ケーブルテレビ用電源供給機器取付柱設置のための使用許可について申請があったので、許可をいたしたいという案件でございます。

場所は荒川小学校の敷地内でございます。申請者は株式会社ジェイコム東京、使用期

間の方は3番にお示ししてあります令和2年の2月7日から令和2年の3月31日ということで、非常に短い期間で区切っておりますが、営利目的の企業に対しましては、従前から1年を単位として許可をしておりましたので、まずは3月31日まで許可をさせていただきます。年度の切りかえの時期には今度は1年単位で更新をさせていただこうと思っている案件でございます。4番にいただきます使用料をお示ししてございます。

それぞれの議案には図面と設置機器等の絵がついてございますので、後ほどご高覧をいただければと思います。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。2件の議案につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。2件の議案に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 異議とかそういうのでは全くありませんけれども、袋小に設置するこのデータ結果などは北区に情報提供があるのでしょうか。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 既に北区ニュース等ではアナウンスをしておりますが、国土交通省は随時ホームページで公表いたしますとアナウンスをしております。従いまして、特段設置を許可した教育委員会に個別に通知がなされるというものではございません。

清正教育長 それでは、ご異議ないと認め、第6号議案及び第7号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第5、第8号議案「地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

子ども未来課長 教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

それでは、私から第8号議案についてご説明させていただきます。

資料は議案書と協議会資料としまして、令和2年度子ども未来部の組織改正というA4縦の両面刷り、こちらの資料を合わせて2枚をご用意いただければと思います。よろしくをお願いします。

第8号議案と後ろにあるかと思いますが、協議会資料の令和2年度子ども未来部の組織改正についてということで、両面です。後ろに組織改正の図が入っている資料でございます。

それでは、この2枚でご説明をさせていただきます。初めに第8号議案の議案書を1枚おめくりいただければと思います。

本件につきましては、区長より教育委員会にお示しの事項について協議の申し入れがあったというところでございます。本件に関する部分、まず組織改正につきまして、ご説明をさせていただきます。協議会資料の表面、令和2年度子ども未来部の組織改正についてごらんをいただければと思います。

1番でございます。組織改正に当たっての基本的な考え方、こちらについてはお示しのとおりでございます。この組織改正によりまして、令和2年4月より児童虐待相談体制の拡充あるいは事務量の増加に対応させていただくというようなところでございます。

2番の改正概要でございます。(1)にありますように育ち愛ほっと館を廃止させていただきまして、今申し上げました機能の強化等を図らせていただくというところでございます。

詳細の中身につきましては、裏面のところに新旧対照表ということで網掛けの部分でございます。育ち愛ほっと館、こちらの部分が削除というようなところで、センターの中にあると、こちらの事務の拡充というところになるというようなところでございます。

議案書にお戻りいただきまして、1枚目を再度お願いしたいと思っております。今回の協議内容につきましては、記書き以下でございます。

1番ということで、事務の変更の内容ということで(1)委任を解除する事務、ア、育ち愛ほっと館に関することというところでございます。育ち愛ほっと館、こちらを廃止するに当たりまして、地方自治法第180条の2において、区長の権限の委任事務に規定をしていますこの育ち愛ほっと館の事務、こちらは子ども家庭支援センターの事務として取り扱うこととなりますので、本規定から育ち愛ほっと館について削除をするものでございます。

もう2枚おめくりいただき、最後の7ページをお願いしたいと思います。こちらに今ご説明をしました内容を新旧対照表で示しております。

右側の現行欄の第2条の4ということで括弧書きの中に育ち愛ほっと館及びというところ、こちらを削除させていただき、左側、改正後の4のとおりさせていただき内容でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

渡辺委員 教育長

清正教育長 渡辺委員

渡辺委員 育ち愛ほっと館という名称ですが、恐らく区民の方はとてもなじまれている、定着している名称ですので、十分な周知をしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

清正教育長 ありがとうございます。
ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、原案どおり承認することに決定いたします。
次に、報告事項に移ります。日程第6、報告第3号「令和2年度の学校改築及びリノベーションの新規着手校等について」事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長 教育長

清正教育長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 それでは、ご報告させていただきます。表紙をおめくりください。先ほど予算のほうでそれぞれ設計費を改築リノベーション事業と計上させていただいておりますが、その中身のご報告でございます。

資料の3をごらんください。それぞれ改築については昭和43年に建設された堀船中学校、リノベーションについては昭和38年に建設された滝野川第四小学校を事業対象校として取り組んでまいります。

この両校は今、最終的な策定に取り組んでおります、新たな長寿命化計画に基づきまして選定をした学校となります。

堀船中学校につきましては、ご案内のようにリノベーションに取り組んでおります飛

鳥中を含めて、最後の中学校として改築に取り組んでまいります。また滝野川第四小学校につきましては、3の選定理由の欄に説明を書かせていただいておりますが、現有敷地での改築が困難であるため、環境が整うまでの間、リノベーションを実施するものでございます。この改築が困難という認識につきましては、敷地面積が5,000平米強の敷地で、建てかえるのであれば、敷地を拡張するか、あるいは他用地を模索したいということで、その間リノベーションで教育環境を整えようと、このような考え方に立ったものでございます。

4番の今後の予定でございます。まず、堀船中学校の改築につきましては、本格的な事業のスタートを本年の秋ごろを予定しております。ここにはそれまでの取り組みを記載しておりませんが、4月以降予定しております業務内容といたしましては、まず改築校のルールにのっとして、この改築校の周辺の公共施設含めまして複合化が可能かどうかを区長部局で調査・検討いたします。その間、教育委員会といたしましては、堀船中学校の土壌汚染の調査に入らせていただきます。夏に事業者を公募・選定いたしまして、設計事務所を決めて、秋口から本格的な授業に取りかかると、このようなスケジュールでいるところでございます。また、令和4年夏に仮移転と書いてございますが、これは、これから地域、PTAの方々とお話し合いも始めるところですが、事務局の方の思惑といたしましては、現在、王子第一小学校が移転をしております改築ステーションを移転先の候補として考えているところでございます。

裏面をごらんください。

滝野川第四小学校のリノベーションのスケジュールでございます。こちらのほうも本格的な設計を始めるのは夏ぐらいからになると考えております。ただし、リノベーション事業につきましては、子どもたちが学びながら工事を行うということで、事業の着手に先立って仮設校舎が敷地内に必要になるものと考えておりますので、ここらあたりの事業着手をいつごろ、こういった形で行うかというのを今度学校のほうと協議をしてみたいと考えているところでございます。

5番のほうには、従来から取り組んでいる学校とともに、現在着手を予定しております学校までを改めて記載をさせていただきましたので、後ほどご高覧ください。ご報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

本件に関する報告は終了させていただきます。
次に、日程第7、報告第4号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課
長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第4号でございます。1枚おめくりをお願いいたします。
名義使用承認報告でございますけれども、今回7件でございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「MOTTAINAIキッズタウンTOKYO～」でございます。お示しの事業でございます。主催者、特定非営利活動法人キッズフリマ理事長でございます。

2件目でございます。「れっど・しゃっふる赤羽バスケットボールスクール」でございます。主催者、特定非営利活動法人れっど★しゃっふる理事長でございます。

3件目でございます。「れっど・しゃっふるエンジョイバドミントン」2件目と同じ主催者でございます。

4件目でございます。「第44回わんぱく相撲北区大会」同大会実行委員会の会長でございます。

5件目、「きたく子ども劇場遊び表現活動令和2年度前期」同劇場代表でございます。

6件目でございます。「きたく子ども劇場鑑賞例会令和2年度前期」でございます。5件目と同じ劇場代表でございます。

7件目、「星美学園短期大学公開講座」同短期大学学長でございます。

以上7件でございます。

4ページからは事業実績報告といたしまして、4件お示しをさせていただいてございます。よろしくをお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございます。

本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和2年第2回教育委員会定例会を閉会させていただきます。